

( 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 第二号の様式 )

( 記載上の注意 )

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

( 1 ) その他の記載事項

投資者保護の観点から必要と認められる事項及び特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その内容について記載すること。

( 2 ) 追完情報

a ( 3 ) a の有価証券報告書の提出日以降有価証券届出書 ( 以下この様式において「届出書」という。 ) の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その内容を記載すること。

( a ) 法第 7 条前段に規定する重要な事項の変更があつた場合又は第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事情が生じた場合

( b ) 第 16 条に規定する場合

( c ) その他財政状態等に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

b 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合において、( 3 ) a の有価証券報告書提出日以降届出書提出日までの間において、資本の増減があつた場合又は資本構成に変動があつた場合には、その旨及びその内容を記載すること。

c 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合において、最近会計年度 ( 又は事業年度。以下この様式において「会計年度等」という。 ) の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前会計年度等の同期間と比較して記載すること。最近会計年度等の次の会計年度等を経過後に届出書を提出する場合であつて、財務計算に関する書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

( 3 ) 組込情報

次に掲げる書類を添付すること。

a 最近会計年度等に係る有価証券報告書及びその添付書類

b a の有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあつては、当該半期報告書

c a の有価証券報告書又は b の半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書